

第 8 章

隠岐の島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進

1. 隠岐の島町生活圏域の現状と地域特性

平成 16 年 10 月、隠岐島後地区の 4 町村（西郷町、布施村、五箇村、都万村）が合併し、新たに隠岐の島町が誕生した。合併時、17,613 人だった人口は、平成 29 年 3 月末現在では 14,550 人と 3,063 人減少、減少した年齢層は 65 歳未満で、65 歳以上は増加しており、少子高齢化の進展が著しい状況である。

少子高齢化の進展に伴い高齢者の独り暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増え、家庭介護力は低下、加えて認知症高齢者も増加し、在宅での介護が困難となるケースが多くなっている。在宅サービスを提供する事業所数は増加しているものの、24 時間体制で高齢者の生活をきめ細かくサポートする体制は整備できておらず、施設入所希望者が多数おり、入所まで何年もかかるといった状況にある。そんな中、介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足しており、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

本町の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、個人及び地域の課題を整理しながら、関係機関並びに地域住民と連携して取り組むこととしている。

隠岐の島町は第 7 期事業計画より日常生活圏域を 7 圏域に分けて設定し、特性の異なる圏域ごとに地域包括ケアシステムを推進していく。

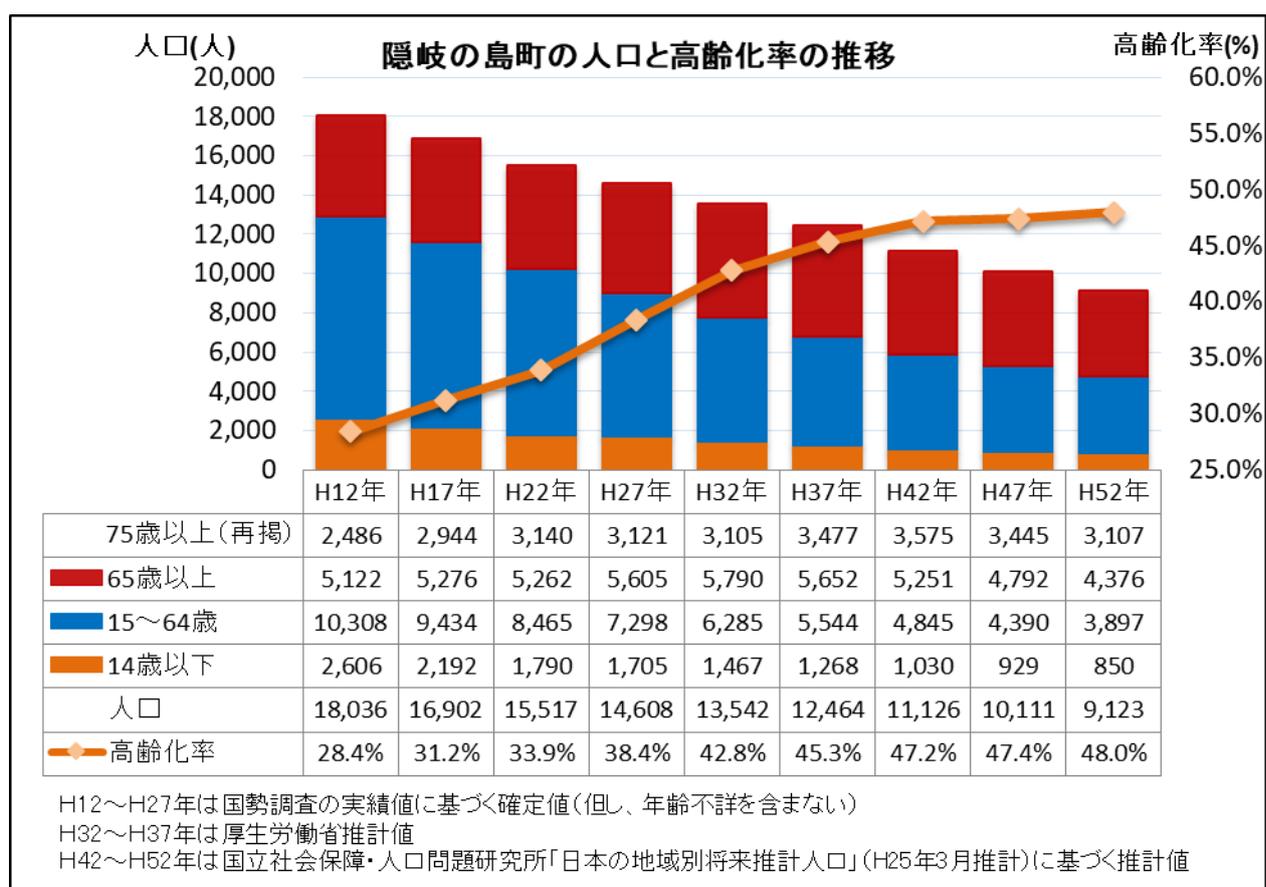
圏域名	高齢化率 (65歳以上)	75歳以上高齢者の割合	独居率 (世帯分離含)	認定率	圏域の特性
西郷	36.0%	18.0%	28.8%	13.8%	高齢化率が町全体を下回り、認定率最も低い。1人暮らしの高齢者の割合がやや多い。商店や病院が近く利便性がよい圏域。
東郷	42.0%	24.0%	27.1%	20.5%	高齢化率が町全体を上回り、認定率はほかの圏域と比べて高い。1人暮らしの高齢者の割合が比較的少ない。利便性に地域差がある圏域。
磯	36.0%	18.0%	29.9%	14.4%	高齢化率が町全体を下回り、認定率は他の圏域と比べて低い。1人暮らしの高齢者の割合が比較的多い。利便性に地域差があり、地域の集まりの場が多い圏域。
中条	32.0%	15.0%	25.0%	14.9%	高齢化率が最も低く、認定率もほかの圏域と比べて低い。1人暮らしの高齢者の割合が最も少ない。利便性に地域差がある圏域。
中村・布施	50.0%	29.0%	30.7%	20.5%	高齢化率が最も高く、認定率はほかの圏域と比べて高い。1人暮らしの高齢者の割合が最も多い。交通の便が悪い地域が点在している圏域。
五箇	39.0%	22.0%	28.4%	21.9%	高齢化率は町全体と同程度だが75歳以上の割合は町全体を上回る。認定率はほかの圏域と比べて高い。福祉サービスが地域の中で柔軟に対応している圏域。
都万	41.0%	24.0%	29.5%	18.3%	高齢化率が町全体を上回り、認定率はほぼ中位にあたる。1人暮らしの高齢者の割合が比較的多い。地域内での交流の機会が多い圏域。
施設	99.0%	92.0%	100.0%	98.5%	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム入所者（住所が施設にある者）
計	39.0%	21.0%	28.4%	20.8%	※独居率は施設除く

※圏域から施設入所者を除外して算出。

2. 高齢者等の現状

(1)人口と高齢化率の推移

- 介護保険制度がスタートした平成12年の総人口は18,036人であったが、年々減少しており、逆に高齢化率は上昇している。
- 高齢者は平成32年をピークにその後は減少すると推測されるが、高齢化率は平成52年まで上昇を続けると見込まれている。
- その背景には、年少人口並びに生産年齢人口の減少があり、高齢者を支える若い世代にかかる負担は益々増大してくると予測される。
- 高齢者の総数は平成32年以降減少するものの、平成42年までは後期高齢者が増加することが推測されており、支援を必要とする高齢者が増える事を意味すると捉え、住まいを含めた高齢者の生活を支える支援体制の整備が必要となる。

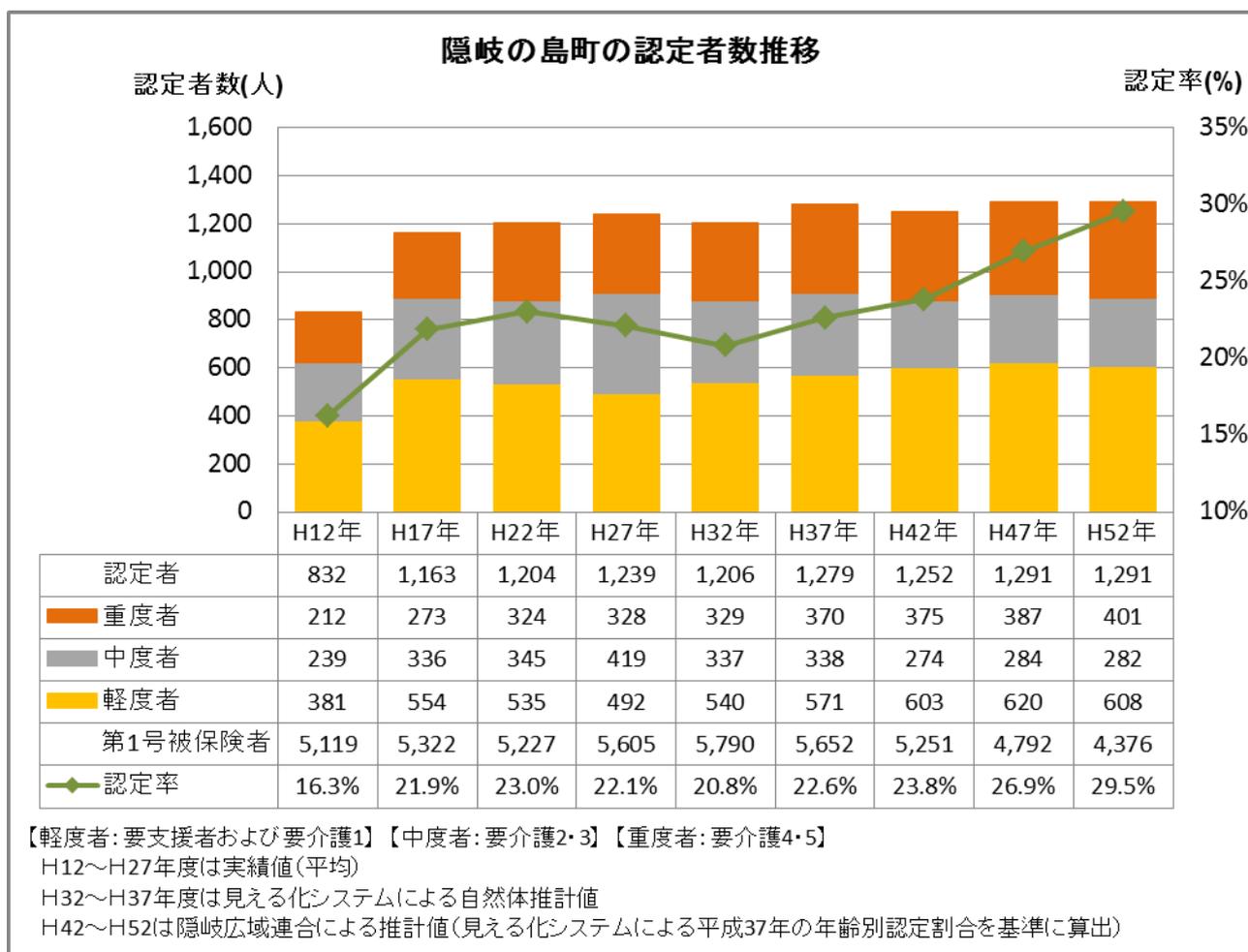


(2)認定者の推移

○介護保険制度がスタートした平成12年の認定者は832人であったが、年々増加を続け平成52年には1,291人に上ると予測される。

○認定率については平成52年のピーク時には、平成12年の約2倍にあたる29.5%になると予測され、第1号被保険者の約3人に1人が要介護認定を受けている状況になる。

○要介護者の中でも重度者の増加が推測されており、医療的ニーズを併せもつ要介護者が増える可能性が高く、医療・介護の連携が重要である。また、生産年齢人口の減少が予測され、介護人材の不足が深刻な状況をふまえると要介護者を増やさないための介護予防対策も重要である。



3. 生活圏域としての課題と重点施策

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

① 第6期の達成状況と評価

ア. 介護予防推進のための啓発活動

- 介護予防講演会の開催（1回／年）、いきいき祭りなどのイベントへ参加することで、広く普及・啓発を図った。
- 本町では介護認定申請理由において骨格筋系疾患が上位を占めることから、特に運動の普及・啓発に重点を置いた取り組みを行い、平成29年度には町のオリジナルの体操として「隠岐の風体操」を作成し、地域サロンや各地区での集まりなどで実践することで多くの人に関心を持ってもらい、取り組みのきっかけづくりとした。今後も地域で継続できるように展開する必要がある。

イ. 介護予防教室の充実

- 高齢者サポーター養成研修（約3回／年）として、サロン交流会や介護予防講演会にあわせて研修会を開催した。既にサロン活動をしている代表者の研修の機会に加え、新たな担い手の育成もねらい実施した。今後も計画的に開催していく必要がある。
- 定期的に運動ができる機会を確保するために、らくらくエクササイズ事業を実施したが、西郷圏域在住の利用者が多い。利用者の拡大に向け、他圏域在住の方へターゲットを絞っての工夫や取り組みが必要である。
- 各地区においては、介護予防をテーマに健康教室を開催（約10回／年）し、運動指導士や歯科衛生士などの専門職の講師派遣を行うなど内容の充実を図った。

ウ. 高齢者の通いの場の確保

- 地域サロン継続の支援として、社会福祉協議会と共催でサロン連絡会を開催（旧町村単位で1回／年）し、代表者のモチベーションアップを図るなど側面からの支援を行った。また、新規立ち上げ及び立ち上げ間もないサロンに対しては、社会福祉協議会と連携しながらサロン運営関係者へ活動内容についてのアドバイスや、介護予防の講師として出向き支援した。
- 現在、身近な場所に通いの場がない地区もある。新規立ち上げにむけて働きかけも必要である。

エ. 新総合事業へのスムーズな移行

- 委託事業所や関係者との協議を行い、平成29年4月に混乱がないよう調整を行った。今後は新制度移行後の課題の有無を確認し、改善点があれば見直しすると共に、新制度について地域へ情報発信し、制度の周知を図る必要がある。

オ. 老人クラブへの活動支援

○隠岐の島町社会福祉協議会を通じ、隠岐の島町老人クラブ連合会への補助金の支給、及びクオリティ大会の運営補助などの活動支援を行った。

②第7期の基本目標

生きがいと健康づくりを推進し、介護予防の正しい知識の普及、啓発を図り、要介護状態を予防する。

③具体的取り組み内容

ア. 自立支援、介護予防・重度化防止の普及啓発

○講演会や介護予防教室を開催するなど、壮年期からの健康づくりをすすめ、介護予防について広く啓発を図る。また、新たに高齢期を迎える世代にターゲットを絞った啓発を行う。

○体操の普及をきっかけとして運動への気運を高め、地域のサロンや集まりで自主的に継続して取り組めるように支援する。定期的に運動のできる機会を提供し、運動を習慣化できる環境づくりを進める。

イ. 高齢者の通いの場の確保

○既存の地域サロンが継続できるように社会福祉協議会や関係機関と連携をとりながら側面から支援する。また、次期担い手の育成、通いの場のない地区での新規立ち上げにむけて積極的に取り組む。

ウ. 総合事業の円滑な実施

○新総合事業に移行した後の問題や課題を確認し、解決にむけて事業所と調整を図っていく。また、啓発冊子の活用や関係機関の情報提供を行いながら地域にむけて周知を図る。

エ. 高齢者の生きがい支援

○60歳以上の方の生きがいづくりと社会貢献、そして労働力確保の面からも、シルバー人材センターを社会福祉協議会が実施主体となり、平成30年度に設立する方向で検討する。また、高齢者の健康づくり、友愛活動（仲間づくり）、地域への奉仕活動を推進するため、老人クラブへの助成と活動支援を継続する。

(2)生活支援サービスの充実

①第6期の達成状況と評価

ア. 「互助」による支えあいの仕組みづくり

○生活課題の把握のため、地域でのワークショップを開催し、地域住民の声を聞く場を設けたばかりで、方向性は不透明な状況である。地域住民の関心は支えあいの仕組みづくりよりも医療・介護や交通に関することへの関心が高く、行政主導にならないよう地域と歩調を合わせた取り組みをしていかなければならない。

イ. 移動支援等のシステムづくりの検討

○夜間の病院受診者の帰宅のための移動手段について、民間事業者と調整し、車輛を貸与し町から委託する形で事業を継続してもらうこととなった。交通に関する課題については少しずつ改善に向かってはいるものの、通院や買い物等、移動手段に難を抱える住民は多く、引き続き取り組みが必要である。

ウ. 危機管理体制の強化

○要援護者台帳をシステム管理とし、援護対象者について適時把握できるようにした。要援護者台帳を活用するような事案はなかったが、緊急時に迅速な対応ができるよう、定期的に情報を整理し、万全な備えをしておかななくてはならない。

エ. 「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体」の設置

○生活支援コーディネーターについては、全町を統括する第1層は平成29年10月より社会福祉協議会から派遣により、本町の地域包括支援センターに配置した。第2層は事業所委託にて4圏域に配置することとし、平成29年4月より旧西郷、五箇、都万圏域に配置、中村・布施圏域には10月に配置することができた。生活支援コーディネーターの仕事並びに協議体の運営については、手探りの部分が大きく、従事者の不安は大きいと思われる。生活支援コーディネーターが地域で積極的に活動でき、協議体が機能するよう行政としての役割を果たしていく必要がある。

②第7期の基本目標

生活圏域毎の生活課題の探究、解決に向け、「生活支援コーディネーター」並びに「協議体」を機能させながら、地域住民の「支えあい」の意識の高揚を図る。

③具体的取り組み内容

ア. 日常生活圏域毎の生活課題と社会資源の把握

○7つの生活圏域毎に生活環境や社会資源は異なり、必要なサービスも異なってくる。生活圏域毎の生活課題、社会資源を把握するために、生活支援コーディネーターが地域の情報を収集し、またワークショップや地域連絡会の開催を通して得た情報から、社会資源マップ（仮称）を作成し情報を共有する。

イ. 多様な主体によるサービスの開発の必要性についての検討

○地域課題と社会資源の把握を受け、新総合事業における多様なサービスを新たに開発する必要があるか検討する。必要性があった場合には、サービス提供に向け、関係機関と協議、実現に向けて調整する。

ウ. 支え合い意識を高めるための啓発の強化

○地域で安心して暮らし続けるためには、地域の身近な人同士の支え合いが必要となる。従来からある地域の支え合いが続くように、また、新たな支え合いのしくみが生まれるように、地域住民に対して「支え合い」について学習する機会を設け、支え合い意識が高まるよう啓発を強化する。

エ. 生活支援コーディネーターの活動支援

○生活支援コーディネーター同士が不安や悩みを共有しながら、前向きに活動できるよう定期的に生活支援コーディネーター連絡会を開催し、情報共有、目線合わせを図る。また、地域に出かける際には必要に応じて同行し、支援する。

オ. 協議体の運営

○地域の生活課題、生活支援体制について協議するための協議体を開催する。協議体は全町の生活課題について検討する第1層協議体と、各生活圏域の生活課題について検討する第2層協議体とする。開催にあたっては、生活課題の把握、解決に向けて機能する会議となるよう運営する。

(3)高齢者の生活環境(住まい)整備の推進

①第6期の達成状況と評価

ア. 住宅改修及び福祉用具制度の推進

○本町では長年住み慣れた持ち家にて暮らしている高齢者が多く、介護が必要な状態となっても隣人、友人、知人の多い住み慣れた地域で暮らしたいという希望が多い。しかし、そういった住居の多くは昔ながらの造りの段差の多い家であり、高齢者には暮らしにくい住環境であることから、福祉用具貸与や住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行い、安心して在宅生活を送れる住環境の整備を行った。

イ. 介護保健施設・老人福祉施設の整備

○本町の高齢者施設は、特別養護老人ホームが3カ所、介護老人保健施設が1カ所、グループホームが6カ所、高齢者生活支援ハウスが1カ所、高齢者共同住宅が1カ所、養護老人ホームが2カ所と多くの施設が整備されているものの、ほぼ常に満床状態であり、要介護度や施設の立地面等から入所できないケースも多い。しかし今後新たな介護保健施設や老人福祉施設等の整備については、将来の高齢者の減少や介護従事者の確保の困難性、介護保険料の上昇など考えれば困難と思われる。その対応策として、高齢者が一人でも生活することができる住まいの整備を検討している。

ウ. 「住まい」のあり方について検討

○サービス付き高齢者住宅などの施設整備について検討を行っている。住民の意見集約や関係機関と緊密な連携で進めている。

②第7期の基本目標

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の充実と高齢者向けの住宅整備について検討していく。

③具体的取り組み内容

ア. 住宅改修及び福祉用具制度の活用

○利用者の身体状況、居宅の造りに応じた改修内容を十分に調査検討し、機能性を重視した建築資材や福祉用具の活用を図り、利用者への安全安心な住まいづくりを支援していく。

イ. 高齢者施設整備

○高齢者住宅（5人入居/2棟程度）については、介護施設や老人福祉施設に入所しなくても、自分で医療機関の受診や買い物、公共機関に出かけることが可能な立地に、平成31、32年度の整備に向け検討していく。

(4)地域ケア会議の推進

①第6期の達成状況と評価

ア. 地域ケア会議の充実

○個別の事例を通じた、地域課題の抽出や地域のネットワーク構築について、政策形成に繋げていく為の会議体制と実際に政策提言機能のある隠岐の島町地域包括ケア推

進協議会を設置し、部会の立ち上げや本町の取り組みについて確認する事は出来たが、政策提言に繋げる事は出来なかった。

○政策提言に繋げていく為にも、抽出された課題の優先度等をしっかりと把握し隠岐の島町地域包括ケア推進協議会に挙げられるよう協議を行う必要がある。

イ. 地域連絡会の開催

○医療・保健・福祉等の機関が参加し、支援が必要な高齢者の実態把握や情報共有と共に、7圏域（西郷、東郷、磯、中条、中村・布施、五箇、都万）それぞれの地域課題について定期的に連絡会を開催している（中村・布施、五箇圏域は月1回、その他の5地区は2カ月に1回）。話し合われた地域課題については隠岐の島町地域包括ケア推進協議会にて確認しているが、圏域それぞれに地域特性や参加している関係者の範囲に違いがある。

②第7期の基本目標

本町における地域包括ケア推進体制構築の為、地域課題を確認し新しい社会資源の創出や地域づくりを図る為の政策提言を行う。

③具体的取り組み内容

ア. 政策形成に繋げるための取り組み

○隠岐の島町独自の地域包括ケアシステムの構築について、今後もそれぞれの会議で確認した地域の課題を隠岐の島町地域包括ケア推進協議会（2回/年）にて政策提言できるように企画運営し、実際に政策に結び付けるように取り組んでいく。政策に繋がった内容については専門部会、介護支援専門員連絡会、地域連絡会にて報告し、関係者が協議した結果がしっかりと形になるという意識づけも行う。

イ. 個別ケア会議の実施

○日々の高齢者の総合相談や7圏域の地域連絡会で挙げた高齢者の支援困難事例について、多職種が連携し支援について検討を行う。その中の課題については集計し、隠岐の島町地域包括ケア推進協議会に挙げていく。

ウ. 介護支援専門員連絡会の開催

○月に1回、本町で在宅支援を行う各介護支援事業所の介護支援専門員や、隠岐病院地域連携室、隠岐広域連合介護保険課が集まり、日々利用者支援に係わる相談や情報共有を行う。年に2回は事例検討会を開催し、事例を通して地域課題の抽出や個々の介護支援専門員の資質向上に繋げる。

エ. 7圏域の地域連絡会の開催

○今後もそれぞれの圏域で定期開催し、支援が必要な高齢者把握や地域課題の抽出を行う。年度ごとに評価を行い、会議内容の確認や参加範囲等をそれぞれの圏域の特性に合わせて必要があれば改善していく。

(5)在宅医療・介護連携の推進

①第 6 期の達成状況と評価

ア. ターミナルケア体制の強化

○住み慣れた自宅で、残された時間が穏やかで且つ意味のあるものにできるよう、疼痛の管理、症状緩和、心のケアを行い、患者さんや家族が「納得と満足」できる支援体制を構築していくことが必要である。そのためには医師が訪問看護や訪問介護などとチームを組んで連携していくことが大切であるが、本町では訪問診療の体制が十分でないことや、入所系サービスの充実により在宅で看取りをする文化が失われつつあることで在宅での看取りは数少ないのが現状である。今後は患者や家族が何を不安に思い、何を望んでいるのかを探り、限られたマンパワーを共有・連携し、効率的にチームで支える体制を作ることによって看取りの文化を広めていく必要がある。

イ. 多職種連携のための仕組みづくり

○隠岐地区介護支援専門員協会と共催で、平成 28 年度には多職種連携研修会を開催することができた。関係機関の医療・介護に関わるスタッフが顔を合わせ、課題解決には至らなかったが、お互いの職種や役割をグループワークで確認しあい、まずは「お互いを知る」ことができた。今後は在宅医療介護連携のためのそれぞれの職種に求められる役割を整理し、本町における支援体制の構築を進めていく必要がある。

ウ. 困難ケースへの対応及び退院調整

○「在宅医療・介護連携支援センター」として隠岐の島町地域包括支援センターが相談窓口機能を担い、包括は在宅の総合窓口、病院地域連携室は医療の相談窓口として、お互いに「つなぐ」役割を果たすよう努力した。平成 28 年度より包括支援センターでは地区担当制の導入と、認知症等の困難事例の対応を社会福祉士に一本化したことで、相談窓口が明確になり相談体制の効率化と責任の所在を明らかにすることができた。今後さらに、ご本人やご家族の意向に沿って関係機関・スタッフとのスムーズな連絡調整を図る必要がある。

②第 7 期の基本目標

本町の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供に必要な支援や施策を講じるための、医療・介護の連携強化を図る。

③具体的取り組み内容

ア. 在宅医療・介護連携推進事業の実施

- 本町における医療・介護の資源を把握し、啓発の冊子やホームページを活用しながら地域住民への普及啓発を継続して実施する。また、多職種連携研修会等の医療・介護関係者向け講演会や研修を関係機関と調整しながら実施し、さらに連携を深めていく。
- 医療と介護の連携に関する課題の対応については、隠岐の島町地域包括ケア推進協議会の下部組織である在宅医療・介護連携部会を年に1～2回開催し、協議を重ねる中で改善施策等を協議会に提案していく。

イ. 関係機関における在宅医療・介護連携に関する事業への協力

- 隠岐病院地域連携推進委員会で企画される意見交換会や研修、在宅介護支援専門員協会の連携部会・研修部会にも参画し、お互いに協力できることを分担しながら事業を進めていく。

ウ. ターミナルケアの在り方の検討

- 利用者や家族の希望に沿ったターミナルケアの体制について検討していく。

(6)認知症施策の推進

①第6期の達成状況と評価

ア. 認知症ケアパスの普及

- 隠岐の島町地域包括ケア推進協議会の認知症対応専門部会にて協議し、関係機関と調整を図りながら作成した。周知方法についても認知症対応専門部会にて検討する。

イ. 認知症地域支援推進員の配置

- 認知症の人やその家族の相談支援、認知症に係わる関係機関のネットワークの形成等を担う認知症地域支援推進員の配置について、本町では平成29年度に地域包括支援センターの社会福祉士が兼務することとした。

ウ. 認知症初期集中チームの設置

- 認知症の人やその家族に早期に関わり、安定的な支援に繋げるための認知症初期集中支援チームについて、平成28年度に立ち上げのための準備を行い、年度内の立ち上

げに至った。安定的な支援に繋げていく為にも実績を重ねて、チームとしてのスキルアップを図っていく必要がある。

エ. 認知症スクリーニングの実施

○島根大学と連携し、特定健診および後期高齢者健診の心理検査において認知症スクリーニングを実施した。要精密検査対象者へは地域包括支援センターが直接訪問し、受診勧奨を行った。

オ. 認知症に対する啓発

○認知症に対する正しい知識や対応について学び、認知症への関心や意識を高めることを目的とし、認知症予防講演会（1回／年）を開催した。各地区での介護予防教室や高齢者サロンにおいても啓発を行った。

○平成29年度には移動認知症カフェ「お休み処ござんせ」を、従来の認知症介護者交流会とあわせて開催した。認知症の方と家族だけでなく、地域の人にも広く参加を促し、日頃の悩みを話し合う場と併せて、認知症への理解を深める機会とした。

カ. 認知症サポーター養成

○行政職員や町議会議員等、そして若年層を対象に中学生に対して認知症サポーター養成講座を実施した。平成28年度は調整が不十分で未実施となったが、平成29年度は認知症予防講演会とあわせて実施し、実際に窓口で高齢者の方との関わりのある農協や、郵便局職員に対しての養成講座を開催した。

②第7期の基本目標

認知症の早期発見と迅速に適切な支援に繋ぐことができるよう、認知症についての普及・啓発の強化を図る。

③具体的取り組み内容

ア. 認知症に対する啓発

○認知症に関する講演会（1回／年）、認知症サポーター養成講座等の定期的な開催をしながら、広く認知症への理解を深めるための啓発を行う事で、認知症の早期発見に繋げていく。

イ. 認知症ケアパスの普及

○隠岐の島町における認知症ケアパスについて、隠岐の島町ホームページへの掲載や各関係機関窓口を設置し、広く周知していく事で、認知症の人やその家族が安心して地域で生活していく為の一環とする。

ウ. 認知症カフェの開催

○認知症カフェ「お休み処ござんせ」を定期的を開催する。認知症の人やその家族、そして地域住民が多く参加できるよう、旧町村単位（西郷、五箇、都万、中村・布施）の開催や認知症について理解しやすい内容の工夫等を行う。

エ. 認知症初期集中支援チームの運営

○早期介入の為、地域住民や各関係機関に対して認知症初期集中支援チームについての普及・啓発を行う。チームとしても事例を積み重ねていく中で、対応や支援の方法についての協議や研修会を開催し、スキルアップを図る。

オ. 認知症地域支援推進員の取り組み

○認知症の人やその家族の支援体制の構築の為、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等の隠岐の島町における認知症対策関係者との連携を図っていく。

カ. 認知症スクリーニングの実施

○認知症の早期発見の為に、島根大学と連携し特定健診・後期高齢者健診にてiPadを活用した心理検査を行い、要精密検査該当者について受診勧奨や認知症初期集中支援チームへ繋いでいく。

キ. 認知症による徘徊の対策

○認知症による徘徊への対応について、認知症対応専門部会等の会議で協議してネットワークを構築する。さらに認知症徘徊感知機器の利用についても普及・啓発していく。

ク. 認知症施策推進へ向けた体制整備

○認知症対応専門部会（2回／年）を開催し、隠岐の島町における認知症課題の共有と解決にむけた協議を行い、協議された内容は隠岐の島町地域包括ケア推進協議会に挙げていく。

(7)介護人材の確保

①第6期の達成状況と評価

ア. 事業所の労働環境の向上及び働きやすい職場の確立の促進

○行政の立場で、事業所に対して労働環境や働きやすい職場づくりのための具体的な働きかけはできなかったが、事業所での新規職員採用に対する手当等の充実を図ることはできた。継続して介護施設で働く職員の離職防止と定着促進の為の方策を探り、積極的に支援を行う必要がある。

イ. 介護職員確保の方策を検討

○奨学金制度を継続して整備しているが、近年利用実績がない状況が続いている。介護福祉士等を目指す学生（新規参入促進）を増やすための積極的な取り組みが必要である。また、離職した介護職の呼び戻しの対策も急務となっている。

②第7期の基本目標

今後の急速な高齢化と労働力人口の減少に備え、介護人材を安定して確保し、施設や在宅での手厚いサービス提供が継続できる対策を講じる。

③具体的取り組み内容

ア. 奨学金制度及び補助金制度の実施

○奨学金制度及び新規採用した福祉事業所に対する補助金制度を継続する。

イ. 福祉職場処遇改善事業

○国の処遇改善加算制度に非該当となる職員に対し、給与や手当を改善した法人に対し助成する事業を検討していく。

ウ. 介護・障がい福祉職場の正規職員化促進事業

○介護福祉士・介護支援専門員・看護師等の正規職員枠を新たに増やし雇用した事業所に対し補助する事業を検討していく。

(8)高齢者の権利擁護体制の強化

①第6期の達成状況と評価

ア. 高齢者虐待への対応

○高齢者虐待への対応については、隠岐の島町高齢者虐待フローに沿い、初期相談を受けて実際に訪問しての事実確認から、事例の終結まで関係機関と連携しながら支援を行った。

○高齢者虐待の未然防止の為に普及・啓発について、地域住民や民生委員等の関係機関を対象に定期的な講演会の開催（1回／年）を行い、高齢者虐待防止に対する基本的な知識の習得や相談先の周知を図った。

○高齢者虐待について、専門機関との連携強化や未然防止の為に普及・啓発を今後も行って行く必要がある。

イ. 成年後見制度の利用促進

○成年後見制度利用についての相談対応は各関係機関と連携しながら行い、申立者不在の際には成年後見制度町長申立て事業を活用し必要な方への申立てを行った。

○また、社会福祉協議会と連携を図り、日常生活自立支援事業の相談や成年後見制度の専門機関「おき後見ネットワーク」へ参加し、その中で事例検討や関係機関への成年後見制度等の周知・啓発を行った。地域住民の方々に対しても、基本的な理解や利用促進について普及・啓発を行った。

②第7期の基本目標

権利擁護の専門的な視点からの支援を実施し、高齢者が地域において尊厳ある生活をおくることができるよう取り組みを推進する。

③具体的取り組み内容

ア. 高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待対応については、隠岐の島町高齢者虐待フローに沿い、関係機関や弁護士・社会福祉士で構成される高齢者虐待専門職チームと連携を図り対応する。
- 高齢者虐待の未然の防止の為に地域住民や関係機関に対して、講演会（1回/年）や町の広報媒体（ホームページや隠岐の島町広報）を活用しての普及・啓発を行う。

イ. 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用促進の為に、専門機関である「おき後見ネットワーク」との連携を図り、成年後見制度が必要な方に対しての支援を行っていく。
- 地域住民や関係機関に対して講演会や研修会（1回/年）を企画し普及・啓発を図る。
また、制度の基本的な知識の普及はもとより、後見人等への報酬の一部や全部を助成する成年後見制度利用支援事業の周知により成年後見制度の利用促進に繋げていく。

4. 参考資料

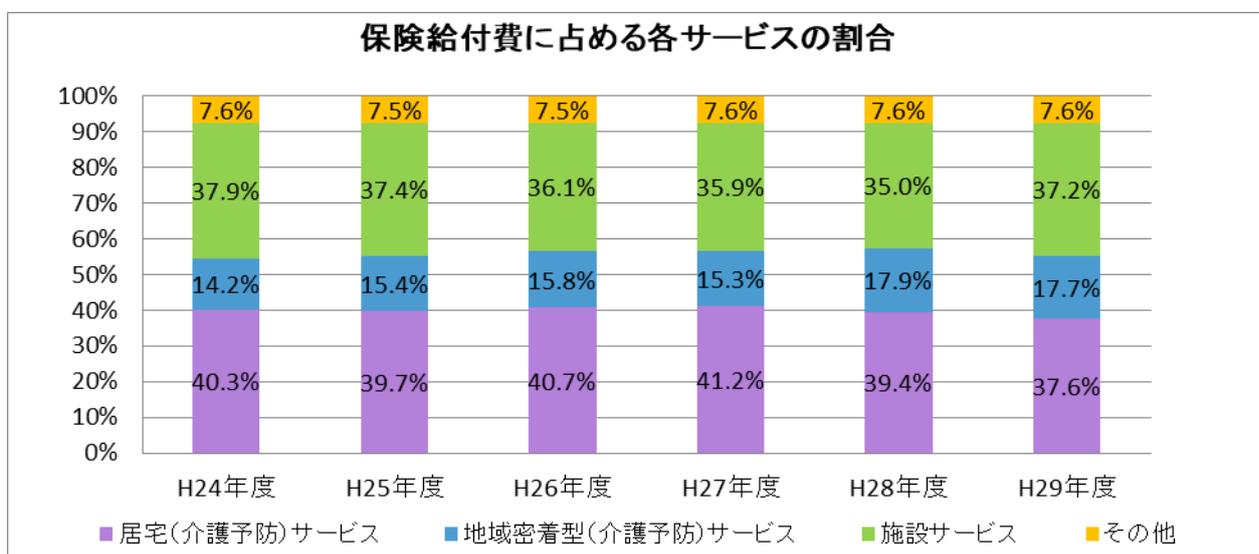
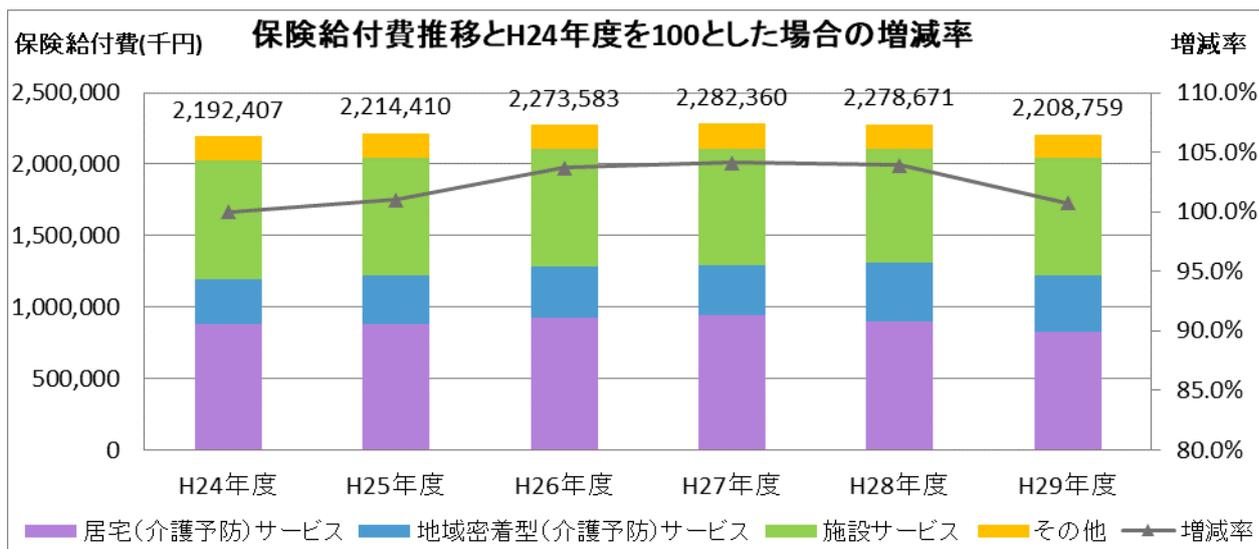
●隠岐の島町の保険給付費推移

(単位：千円)

サービス種類	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	第5期計画期間			第6期計画期間		
(1) 居宅(介護予防)サービス	883,408	878,871	925,070	940,427	898,050	830,498
訪問サービス	187,346	188,010	198,825	208,296	213,886	196,636
訪問介護	157,263	158,819	164,832	175,151	178,299	162,513
訪問入浴介護	0	0	0	203	9	0
訪問看護	24,070	22,390	26,740	23,695	26,028	24,562
訪問リハビリテーション	5,623	6,496	6,825	8,642	8,903	8,911
居宅療養管理指導	390	305	428	605	647	650
通所サービス	323,287	320,891	329,581	325,561	245,406	216,033
通所介護	266,574	264,440	269,857	271,148	192,949	161,241
通所リハビリテーション	56,713	56,451	59,724	54,413	52,457	54,792
短期入所サービス	140,047	135,523	149,235	148,076	156,432	150,571
短期入所生活介護	124,308	116,421	124,934	127,640	136,594	129,114
短期入所療養介護(老健)	15,739	19,102	24,301	20,436	19,838	21,457
福祉用具・住宅改修サービス	64,219	63,662	67,856	73,213	76,244	71,574
福祉用具貸与	54,612	54,418	55,232	60,641	67,350	63,475
福祉用具購入費	3,068	3,147	3,602	4,524	2,913	3,359
住宅改修費	6,539	6,097	9,022	8,048	5,981	4,740
特定施設入居者生活介護	73,667	82,174	85,697	88,719	111,382	110,408
介護予防支援・居宅介護支援	94,842	88,611	93,876	96,562	94,700	85,276
(2) 地域密着型(介護予防)サービス	311,088	341,479	358,310	349,979	408,562	389,912
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	1,472	1,488	1,595	1,017	1,140	1,249
地域密着型通所介護	0	0	0	0	66,605	61,548
認知症対応型通所介護	14,372	10,553	13,585	17,124	11,862	8,146
小規模多機能型居宅介護	104,439	142,406	157,814	152,083	147,029	135,910
認知症対応型共同生活介護	190,805	187,032	185,316	179,755	181,926	183,059
(3) 施設サービス	831,086	827,425	820,117	818,667	798,629	821,112
介護老人福祉施設	606,738	610,038	612,106	604,385	577,788	599,186
介護老人保健施設	224,348	217,387	208,011	214,282	220,841	221,926
介護老人療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
(4) 高額介護サービス費	47,921	52,776	53,276	52,026	55,791	53,346
(5) 高額医療合算介護サービス費	5,604	865	6,253	7,056	6,322	8,000
(6) 特定入所者介護サービス費	113,300	112,994	110,557	114,205	111,317	105,891
小計	2,192,407	2,214,410	2,273,583	2,282,360	2,278,671	2,208,759
平成24年度を100とした場合の増減率	100.0%	101.0%	103.7%	104.1%	103.9%	100.7%
(7) 審査支払手数料	-	-	2,172	2,310	2,020	2,046
合計	-	-	2,275,755	2,284,670	2,280,691	2,210,805

※平成29年度見込額(審査月4月～10月の保険給付費の平均値×12ヶ月)

※H24年度、H25年度は審査支払手数料の町村別未集計



●介護保険サービス事業所

※(福): 社会福祉法人の略記

サービス種類	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	静和園訪問介護事業所	-	(福) 隠岐共生学園
	ふれあい五箇訪問介護事業所	-	(福) ふれあい五箇
	あたご会訪問介護ステーション	-	(福) 愛宕会
	訪問介護事業所百寿	-	(福) 隠岐共生学園
	博愛訪問介護事業所	-	(福) 博愛
	住吉ホームヘルプステーション	-	(福) 高田会
訪問看護	隠岐の島町訪問看護ステーション「かがやき」	-	隠岐の島町
	静和園訪問看護ステーション	-	(福) 隠岐共生学園
訪問リハビリテーション	老人保健施設 ともしきの郷	-	
	隠岐広域連合立隠岐病院	-	隠岐広域連合

サービス種類	事業所名	定員	運営組織
通所介護	住吉デイサービスセンター	30	(福)高田会
	ふれあい五箇通所介護事業所	80	(福)ふれあい五箇
	岬町デイサービスセンター	30	(福)博愛
	中条デイサービスセンター (中条デイサービスセンター 中村サテライト)	35 (15)	
地域密着型通所介護	宅老所 くすもと	10	NPO法人 介護福祉サービスくすもと
	高齢者生活福祉センター蓬莱苑	18	(福)博愛
	一颯	10	株式会社 DOLCI
通所リハビリテーション	老人保健施設 ともしきの郷	40	(福)隠岐共生学園
福祉用具貸与	有限会社 隠岐第一商事	-	有限会社 隠岐第一商事
	有限会社 ライフランド	-	有限会社 ライフランド
	有限会社 隠岐産機	-	有限会社 隠岐産機
特定福祉用具販売	有限会社 隠岐第一商事	-	有限会社 隠岐第一商事
	有限会社 ライフランド	-	有限会社 ライフランド
	有限会社 隠岐産機	-	有限会社 隠岐産機
短期入所生活介護	鳴澤の里短期入所事業所	10	(福)高田会
	なごみ苑短期入所施設	10	(福)愛宕会
	特別養護老人ホーム 静和園短期入所施設	4	(福)隠岐共生学園
	(福)愛宕会 清松園短期入所施設	4	(福)愛宕会
短期入所生活介護ユニット	ユニット型特別養護老人ホーム 静和園短期入所施設	10	(福)隠岐共生学園
短期入所療養介護	老人保健施設 ともしきの郷	-	
特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム 清松園	55	(福)愛宕会
認知症対応型共同生活介護	グループホームいこいの家	9	(福)隠岐共生学園
	グループホームさち	18	株式会社 ケイテン
	グループホームやすらぎの家	9	(福)隠岐共生学園
	グループホーム 和水屋	9	NPO法人 ふるさと工房
	グループホーム さくら荘	9	(福)愛宕会
	隠岐の島町認知症高齢者グループホーム みのりの家	9	(福)高田会

サービス種類	事業所名	定員	運営組織
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 たんぽぽ	25	有限会社 ピア中央薬局
	小規模多機能ホーム 風和里	25	NPO法人 ふるさと工房
	小規模多機能型居宅介護施設 わがんと	26	株式会社 ライフサポート
	小規模多機能型居宅介護なかよし	25	合同会社 なかよし
	小規模多機能型居宅介護事業所 ふたばの里	28	(福) 惣倉の杜
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 鳴澤の里	30	(福) 高田会
	隠岐の島町立特別養護老人ホーム なごみ苑	30	(福) 愛宕会
介護老人福祉施設ユニット	(福) 隠岐共生学園 特別養護老人ホーム 静和園	80	(福) 隠岐共生学園
介護老人福祉施設ユニット	(福) 隠岐共生学園 特別養護老人ホーム 静和園	50	
介護老人保健施設	老人保健施設 ともしきの郷	70	
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 共生	-	
	住吉在宅介護支援センター	-	(福) 高田会
	ふれあい五箇居宅介護支援事業所	-	(福) ふれあい五箇
	あたご会居宅介護支援事業所	-	(福) 愛宕会
	博愛居宅介護支援事業所	-	(福) 博愛
	居宅介護支援事業所 一颯	-	株式会社 DOLCI
	居宅介護支援事業所 さち	-	株式会社 ケイテン
予防支援	隠岐の島町地域包括支援センター	-	隠岐の島町

●介護保険外のサービス事業所

サービス種類	事業所名	定員	運営組織
養護老人ホーム	養護老人ホーム 百寿荘	55	(福) 隠岐共生学園
	養護老人ホーム 清松園	55	(福) 愛宕会
高齢者生活支援ハウス	高齢者生活福祉センター蓬萊苑	16	(福) 博愛
高齢者共同住宅	高齢者共同住宅 すがの荘	10	(福) 愛宕会

●地域支援事業

	事業名	事業の内容	対象者	事業所名
介護予防・日常生活支援総合事業	現行相当訪問介護	平成28年度までの介護予防給付相当の訪問介護サービス	要支援1 要支援2	訪問介護事業所 (6事業所)
	現行相当通所介護	平成28年度までの介護予防給付相当の通所介護サービス	要支援1 要支援2	通所介護事業所 (6事業所)
	おたっしやデイサービス	要介護状態への進行を予防するためデイサービス事業所に通い、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上についての指導を実施	総合事業対象者 要支援1 要支援2	通所介護事業所 (6事業所)
	パワーリハビリ	要介護状態への進行を予防するため事業所に通い、運動機能向上を目的に専用機器を使用した個別プログラムを実施	総合事業対象者 要支援1 要支援2	(福)ふれあい五箇
	配食サービス事業	食事の確保が困難な高齢者を対象に、安否確認を目的とした食事の提供を行う事業	総合事業対象者 要支援1 要支援2	配食事業所 (8事業所)
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防・認知症予防についての講演会、イベントや学校での出前授業を実施、各地区健康教室の実施	概ね65歳以上	隠岐の島町
	らくらくエクササイズ	プールを利用した水中運動や、スタジオでの健康体操を行う教室の、1カ月分の会費を1年のうち6カ月間助成する	概ね65歳以上	スポーツクラブ隠岐
	食生活改善推進事業	高齢者の食生活改善を目的とした調理実習、会食を行う事業	概ね65歳以上	隠岐の島町食生活改善推進協議会
	はつらつサロン	高齢者の集いの場として趣味、レクリエーション活動等を実施	概ね65歳以上	(福)ふれあい五箇 (福)博愛 NPO法人 介護福祉サービスくすもと
	高齢者サロン支援	各自治会・ボランティアグループ等が主催するサロンに出向き、健康チェック、茶会話、レクリエーション活動等へ保健師、栄養士、健康運動指導士等専門職の派遣を支援	概ね65歳以上	隠岐の島町
支援事業 包括的	認知症介護者交流会	認知症の家族を介護している方向士の交流会や、専門家によるアドバイスや学習会も開催	認知症介護者等	隠岐の島町
	成年後見制度町長申し立て事業	町長申し立てを迅速に行う為、申し立て費用を町で担保する事業	成年後見制度町長申し立てを希望される方	隠岐の島町

事業名	事業の内容	対象者	事業所名	
任意事業	成年後見制度利用支援事業	成年後見人等への報酬を一部助成する事業	生活保護者、又は報酬の支払いが困難と認められる者	隠岐の島町
	家族介護交流事業	在宅で高齢者を介護している家族を対象に介護負担の軽減を目的に行う交流事業	概ね65歳以上を介護する家族	隠岐の島町
	介護用品支給事業	1カ月あたり5,000円の介護用品支給券を交付し介護者の経済的負担の軽減を図る事業	非課税世帯で要介護4・5の方を自宅で介護している介護者	隠岐の島町
	住宅改修支援事業	住宅改修費の支給申請に必要な書類作成費を支援する事業	要支援1以上	隠岐の島町
	配食サービス事業	食事の確保が困難な高齢者を対象に、安否確認を目的とした食事の提供を行う事業	要介護1以上	配食事業所(8事業所)

●その他事業

事業名	事業の内容	対象者	事業所名
高齢者緊急時短期入所事業	要介護認定を受けていないが、緊急でサービスが必要になった方に対し、短期入所サービスを提供し生活支援を行う事業	概ね65歳以上	隠岐の島町
高齢者緊急時訪問介護員派遣事業	要介護認定を受けいないが、緊急でサービスが必要となった方宅へ訪問介護員を派遣し、生活支援を行う事業	概ね65歳以上	隠岐の島町
日常生活用具貸与事業	急な身体状態の悪化により支援が必要となった方を対象に介護用品(ベッド、車イス、エアマット)を貸与する事業	満45歳以上	隠岐の島町
緊急通報システム設置事業	緊急通報システムを導入する際の設置工事費を補助する事業	満65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯	隠岐の島町

●旧総合事業からの移行

<p>旧総合事業では通所型介護予防事業としておたっしやデイサービス、パワーリハビリを実施し、平成29年度以降は新総合事業に移行し継続している。また、港町よらあ会(港町自治会)は平成28年度で契約満了となり、平成29年度以降は自治会の取り組みとして継続実施されている。</p> <p>生活支援サービス事業は配食サービスの他、平成25年より港町自治会に委託し生活支援サービス及び見守りサービスを実施した。生活支援サービスは利用実績が無かったが、見守り事業は5～3名を対象に見守り活動を行い、平成28年度に契約満了となった。配食サービスについては平成29年度以降は新総合事業に移行し継続している。</p>
